認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

１　当認知症対応型共同生活介護サービスについての相談窓口

電　話　　０３－３９５１－７１３３（午前９時～午後５時）
担　当　　野里　安彦
※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2　当認知症対応型共同生活介護の概要
（1）ホームの内容等
名称　グループホーム南長崎　野の里
所在地　豊島区南長崎 4－27－13
事業者番号　1371602630
利用定員 12 名
（1 階 1 ユニット 6 名、2 階 1 ユニット 6 名）

（2）事業の目的
本事業は、要支援 2 並びに要介護の方であって認知症の状態にあるものについて、その共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

（3）運営方針
① 事業の実施に当たっては、介護保険法並びに関係する省令、告示、通知等の趣旨及び内容に沿ったものとします。
② 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて適切にサービスを提供します。
③ 利用者一人ひとりがそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
④ 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者の状況に応じた適切なサービスの提供に努めます。
⑤ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について分かりやすく説明します。
⑥ 提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図ります。
⑦ 区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

（4）ホームの職員体制及び従業者の職務の内容

●管理者　1名　野里 安彦

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

●計画作成担当者　計2名　野里 安彦　　横田優香

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、認知症対応型共同生活介護計画を作成します。

●介護従業者　12名以上

利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行います。

勤務時間：日勤時間帯 6：00～21：00　夜間時間帯 21：00～6：00

３　サービスの内容

① 入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上のお世話
② 運動支援（ラジオ体操、踏み台昇降、自転車こぎなど）
③ 趣味活動支援（読書、縫い物、外出支援など）
④ 毎日の健康チェック（体温、血圧測定など）

４　利用料金

①　敷金　　７７，０００円　（入居時、家賃の１カ月分）
(退居時原状回復の費用に当て余剰分は返金いたします。)
②　家賃　　７７，０００円／月
③　水道光熱費　１０，０００円／月
④　食材料費　４０，０００円／月
⑤　共益費　　２３，０００円／月

※共益費　エレベーター定期点検メンテナンス代、防災設備機器点検代、定期清掃（共用部分、水廻り、キッチン等、床 WAX、消毒、窓外部清掃など）
建物修繕費用、車両維持費、日常共同生活費（洗剤、トイレットペーパー、ティッシュ、ゴミ袋、シャンプー、リンス、石鹸、薬用アルコール（殺菌）など）

○生活保護受給者　敷金 69,800 円　家賃 69,800 円

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険料分を全額いただき、サービス提供証明書を発行いたします。後日区市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○支払方法　　毎月１５日頃までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。お支払い方法は、銀行振込、現金集金の２通りの中からご契約の際にお選び下さい。

５　サービスの利用方法

(1)入居手続き

入居申込書、保証人届書、診療情報提供書、フェイスシート、敷金、利用料分のお支払い、契約書の手続き終了により入居となります。（詳しくは、当社職員が説明いたします。）

(2) 入居に当たっての留意事項

入居の対象となる方は、要支援２又は要介護の認定を受け、認知症の状態にある方で、次の各号を満たす方とします。

① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
② 著しい精神症状又は著しい行動異常がないこと。
③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
④ 著しい歩行困難がなく、ベッド上を中心とする生活でないこと。

入居後、利用者の状態が変化し、上記の条件を満たすことが困難となった場合には、退居していただく場合があります。

退居に際しては、利用者及び家族の希望を踏まえ、他の介護サービス事業者等との連携を図り、継続的な支援が行われるよう必要な援助に努めます。

(3)退居手続き

お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の１ヵ月前までに文書でお申し出下さい。

当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

① 自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。

- お客様が他の介護保険施設に入所した場合
- 介護給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）及び要支援１と認定された場合
- お客様がお亡くなりになった場合

② その他

- 当施設が正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了することができます。
- お客様がサービスの利用料金の支払いを２ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、１０日以内に支払われない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院病気等により２ヶ月間以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又はお客様やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがございます。
- 利用者の身体的状況が運営規定第 10 条入退居に当たっての留意事項において、各号を満たせなくなった場合。

6　当ホームの特徴等

（1）運営方針

利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその事業所において、その有する能力に応じた共同生活を営むことができるよう、認知症対応型共同生活介護を提供する。

（2）選択のための情報提供

- 男性職員の有無　　有
- 身体的拘束　　無
- 職員研修　　定期研修
- 防災、避難訓練等　　6 か月に 1 回

7　ホーム利用の留意事項

○　面会　　午前 9 時～午後 7 時
○　外出・外泊　　可（事前にご相談ください）
○　金銭、貴重品の預かり　　可（相談の上）
○　所持品持ち込み　　可（相談の上）
○　事業所外での受診　　可
○　飲酒、喫煙　　不可
○　宗教の勧誘　　不可

8　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表　野里　安彦

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを豊島区に通報します。

9　感染症対策

事業者は、感染症の発生及びまん延の防止のため、感染症対策委員会を定期的に開催するとともに、感染症予防及びまん延防止に関する指針を整備しています。また、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練（シミュレーション）を定期的に実施し、感染症発生時においても適切なサービス提供が継続できる体制を整備しています。

10　業務継続計画（BCP）

事業者は、感染症や自然災害等の発生時においても、利用者に必要なサービスを継続的に提供できるよう業務継続計画（BCP）を策定しています。また、職員に対し、業務継続計画に関する研修及び訓練を定期的に実施し、非常時における対応体制の整備に努めています。

11　身体拘束適正化について

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束適正化検討委員会の開催、指針の整備及び職員研修を実施しています。

12　ハラスメント防止について

事業者は、職場におけるハラスメント及び利用者・家族等からのハラスメントの防止に努めます。ハラスメントの防止を図るため、相談体制を整備するとともに、職員に対する研修を実施し、良好な職場環境の確保及び適切なサービス提供に努めます。

13　緊急時の体制

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、協力病院、救急対応、親族等に速やかに連絡、対応いたします。

14 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、豊島区等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、事故原因の分析及び再発防止に努めます。事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

15　協力医療機関

○医療機関名：井口クリニック　　所在地：東京都豊島区南長崎 2-5-12

電話番号：03-5988-7595　　診療科目：内科・神経内科

○医療機関名：としま昭和病院　　所在地：東京都豊島区南長崎 5-17-9

電話番号：03-3953-5555　　診療科目：内科・外科・救急対応等

○医療機関名：大塚デンタルオフィス

電話番号：0120-76-4182

診療科目：訪問歯科診療

16　非常災害対策

・防災時の対応　　消防署への連絡（救急隊、消防隊等の手配）避難誘導等
・防災設備　　自動通報装置、スプリンクラー[年２回点検]
　　消火器、救難はしご等必要な設備を備えています
・防災責任者　　野里　安彦

17 サービスについての苦情等

（１）当ホームの苦情対応

担当　　野里　安彦　　電話　０３－３９５１－７１３３

（２）豊島区の苦情窓口

介護保険課　　豊島区南池袋 2-45-1（新庁舎所在地）

電話　０３－３９８１－１３１８

月～金　8:30～17:00（祝日、12/29～1/3 除く）

（１）　東京都国民健康保険団体連合会

国保連合会苦情相談窓口　０３－６２３８－０１７７

月～金　9:00～17:00（土・日・祝日除く）

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況

項目	内容
第三者評価の実施の有無	有
直近の実施期間	令和 6 年 6 月 12 日～令和 7 年 1 月 27 日
評価機関の名称	公益社団法人 長寿社会文化協会
評価結果の開示状況	福ナビ（とうきょう福祉ナビゲーション）にて公開

19　当社の概要

名称、法人種別	有限会社　Ｂ－ＦＡＭＩＬＹ
代表取締役	野里　安彦
本部所在地	埼玉県所沢市上新井３丁目３１番地２０
電話	03－3951－７133
定款の目的に定めた事業	認知症対応型共同生活介護施設等の経営

令和　　年　　月　　日

認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、本書面で重要な事項の説明を行いました。

事業者

所在地　　埼玉県所沢市上新井３丁目３１番地２０
名　称　　有限会社　B-FAMILY
代表取締役　　野里　安彦

事業所

所在地　　東京都豊島区南長崎 4－27－13
名　称　　グループホーム南長崎　野の里
管理者　　野里　安彦

私は、契約書および本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受け同意します。

利用者　住所

氏名　　印

代理人　住所

氏名　　印

続柄

グループホーム南長崎　野の里

指定認知症対応型共同生活介護重要事項説明書